

## 【対象・対象外フローチャート】 ~ 4月2日以降に開店した事業者向け ~

大阪府内（大阪市内除く）に営業時間短縮要請の対象施設（店舗）をお持ちですか？  
（店舗を代表する運営者が申請の対象です。従業員の方は対象となりません。）

はい

その店舗は4月2日から4月24日までの間に営業を開始していましたか？

いいえ

はい

開店日から4月24日までの全ての期間において有効な飲食店営業許可証又は  
喫茶店営業許可証をお持ちですか？

いいえ

はい

店舗の通常の営業時間は午後9時から翌午前5時を含む時間帯ですか？

いいえ

はい

ガイドラインを遵守し、開店日から4月24日までの全ての期間、休業又は午前  
5時から午後9時までの間に営業時間を短縮し、酒類の提供は午後8時半  
（4月5日以降は午前11時から午後8時半）までとしましたか？

いいえ

はい

開店日から4月24日までの全ての期間休業しましたか？

はい

いいえ

大阪府「感染防止宣言ステッカー」  
の導入が遅れたやむを得ない理由が  
あり、支給申請日又は4月25日以  
降の店舗の最初の営業日のいずれか  
早い日までに大阪府「感染防止宣言  
ステッカー」を導入しましたか？

最初に営業時間を短縮して営業を行った  
日までに、大阪府「感染防止宣言ステッ  
カー」を導入しましたか？

はい

いいえ

はい

大阪府「感染防止宣言ステッカー」  
の導入が遅れたやむを得ない理由が  
あり、4月24日まで  
に大阪府「感染防止宣言ステッ  
カー」を導入しましたか？

いいえ

はい

開店日から8月7日までの全ての期間で営業実態があり、その期間内に飲食店営業  
に係る売上が生じる予定ですか？

いいえ

はい

**協力金の申請が可能です**

**協力金の対象外です  
（申請できません）**

申請内容（添付書類を含む）を審査のうえ、  
適正と認められる場合、協力金を支給します。